

事務連絡
令和7年6月30日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 生活衛生担当課 御中

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

冷却塔に起因するレジオネラ症の防止について（周知）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第4条に基づく建築物環境衛生管理基準では、病原体によって居室の内部の空気が汚染されることを防止するための措置として、冷却塔の維持管理を適切に行うよう、特定建築物所有者等に義務づけています。併せて、過去通知（別添）のとおり、建築物のレジオネラ症防止対策に係る啓発や指導について、各地方公共団体にお願いしているところです。

冷却塔は、外部からレジオネラ属菌の汚染を受けやすく、増殖したレジオネラ属菌が周辺に飛散しやすい設備であり、近年、冷却塔に起因するレジオネラ症の集団感染事例が散見されています。

本年も気温が高くなってきたことから、冷却塔の適切な維持管理について、関係部局間における連携を確保しつつ、建築物所有者等からの維持管理に関する相談等に応じ、必要な指導等を行っていただくようお願いいたします。

以下に、国立健康危機管理研究機構（組織統合前：国立感染症研究所）や、当省のホームページで公開している資料を記載しましたので、業務の御参考としていただきますようお願いいたします。

（参考）

- 1) 花鳥賊広人, 病院の冷却塔に起因したレジオネラ症集団感染事例について, 2024, 病原微生物検出情報(IASR), 45, 112-114.
<https://id-info.jihs.go.jp/surveillance/iasr/45/533/article/040/index.html>
- 2) 小林慶吾ら, 冷却塔からの曝露が示唆されたレジオネラ症集積事例を経験して（第1報）～疫学調査と施設対応について～, 2024, 病原微生物検出情報(IASR), 45, 114-116.
<https://id-info.jihs.go.jp/surveillance/iasr/45/533/article/050/index.html>

- 3) 泉山信司, 令和6年度生活衛生関係技術担当者研修会 資料5「公衆浴場等におけるレジオネラ対策について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001394371.pdf>
- 4) 第5版 レジオネラ症防止指針（公益財団法人日本建築衛生管理教育センター 令和6年9月改版）
(参考資料)
館田一博, 令和6年度生活衛生関係技術担当者研修会 資料6「第5版 レジオネラ症防止指針について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001463326.pdf>

(別添)

建築物等におけるレジオネラ症防止対策について

(平成一一年一一月二六日)

(生衛発第一六七九号)

(各都道府県知事・各政令市市長あて厚生省生活衛生局長通知)

建築物等におけるレジオネラ症防止対策については、「建築物における冷却塔等の衛生確保について」(平成八年九月一三日衛企第一一三号本職通知)により行われているところであるが、先般、都内の特別養護老人ホームにおいて使用されていた循環式浴槽を感染源とするレジオネラ症患者が発生し、うち一名がレジオネラ肺炎で死亡したという報告があった。このような設備は、適切な維持管理をしなければ、一般に抵抗力の弱い者等に対しレジオネラ症の感染源となるおそれがあるため、当面の対策として、改めて左記のとおり留意事項を定めたので、関係部局間における連携を確保しつつ、貴管下関係行政機関及び関係者に対する指導に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知の内容は厚生省大臣官房障害保健福祉部、健康政策局、医薬安全局、社会・援護局、老人保健福祉局及び児童家庭局と協議済みであることを申し添える。

記

一 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四五年法律第二〇号)に規定する特定建築物については、特定建築物の維持管理権原者に対し、レジオネラ属菌に関する知識の普及、啓発を行うとともに、レジオネラ属菌の増殖を抑制する具体的方法としては、

- (一) 空調設備の冷却塔及び冷却水系については、「中央管理方式の空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準」(昭和五七年厚生省告示第一九四号)、「中央管理方式の空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準(告示)に規定する別に定める基準について」(昭和五八年環企第二七号厚生省環境衛生局長通知)及び「建築物における衛生的環境の維持管理について」(昭和五八年環企第二八号厚生省環境衛生局長通知)(以下「告示等」という。)に基づき、冷却水の交換、消毒及び清掃を行うこと、
- (二) 給水設備については、告示等に基づき、定期に給水設備の消毒及び清掃を行うとともに、外部からのレジオネラ属菌の侵入防止に努めること、
- (三) 給湯設備については、給湯温度の適正な管理及び給湯設備内における給湯水の滞留の防止に努め、定期に給湯設備の消毒及び清掃を行うこと、
- (四) 循環式浴槽(特に生物浄化方式のもの)については、定期に換水、消毒及び清掃を行うとともに、浴槽水のシャワーへの使用や気泡ジェット等のエアロゾル発生器具の使用を避けること、

- (五) 加湿装置については、当該設備に用いる水が水道法(昭和三二年法律第一七七号)第四条に規定する水質基準に準ずるものとともに、定期に水抜き及び清掃を行うこと、
- (六) 装飾用噴水等その他の設備については、定期に当該設備の消毒及び清掃を行うこと
があることについて指導されたいこと。

二 病院、老人保健施設、社会福祉施設等特定建築物以外の建築物についても、一に準じて所有者、占有者その他の者で当該施設の維持管理の権原を有する者に対し、レジオネラ属菌に関する知識の普及、啓発に努めるとともに、維持管理に関する相談等に応じ、必要な指導等を行われたいこと。

三 家庭で用いられる循環式浴槽(いわゆる二四時間風呂)及び加湿器についても、一に準じて住民一般に対し、レジオネラ属菌に関する知識の普及、啓発に努めるとともに、維持管理に関する相談等に応じ、必要な指導等を行われたいこと。

四 建築物等におけるレジオネラ属菌の繁殖の抑制に関しては、平成九年度厚生科学研究費補助金による「シックビル症候群に関する研究(主任研究者小川 博)」の報告書を踏まえて、平成一一年一一月に財団法人ビル管理教育センターがとりまとめた「新版レジオネラ症防止指針」(本文及び概要:別添)を参考にされたいこと。